

## 大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例案

大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中「者は」を「者は、市規則で定めるところにより」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、代行会館の施設を使用しようとする者が第11条第1項の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

第8条第1号中「第6条の許可（以下「使用許可」という。）」を「代行会館の施設の使用の許可」に改める。

第10条第1項中「市長」を「市長」と、第6条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項において読み替えて準用する前項」と、第8条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第1項において準用する前条各号」に改める。

第10条の2第1項中「第6条の規定による」を「代行会館の施設の使用の」に改め、同条第3項中「前条において準用する第6条の規定による」を「代行会館以外の会館の施設の使用の」に、「ときは、前条」を「ときは、前条第1項」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

会館の施設のうち、別表第3に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。))は、同表に定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

第12条中「市規則で定める使用料を前納して」及びただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。

第14条を次のように改める。

（使用料の還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者（代行会館以外の会館の施設に係る使用許可にあっては、市長）がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

(3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき

附 則

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 この条例による改正後の大阪市区役所附設会館条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項（改正後の条例第10条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに改正後の条例第11条第1項、第12条及び第14条の規定は、改正後の条例第1条に規定する会館（以下「会館」という。）の施設の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、会館の施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

平成28年 9 月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

区役所附設会館の使用許可の要件並びに使用料の納付の義務を負う者の範囲、納付の時期及び還付の方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市区役所附設会館条例 (抄)

(使用の許可)

第6条 代会館の施設を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、代会館の施設を使用しようとする者が第11条第1項の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代会館の施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代会館からの退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可(以下「使用許可」という。)を受けたとき  
**代会館の施設の使用の許可**

(2)-(3) 省 略

(準 用)

第10条 第6条から第8条までの規定は、代会館以外の会館の施設について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項において読み替えて準用する前項」と、第8条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第1項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。

2 省 略

(意見の聴取)

第10条の2 指定管理者は、第6条の規定による 許可に関し必要があると認めるときは、第**代会館の施設の使用の**

7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 省 略

- 3 市長は、前条において準用する第6条の規定による許可に関し必要があると認めるときは、**代会館以外の会館の施設の使用の**

前条第1項において準用する第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(使用料)

第11条 会館の施設のうち、別表第3に掲げる施設について使用許可を受けた者（以下「使用者」  
（以下「施設」という。）を使用しようとする

という。）

者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用の許可（以下「使用許可」

は、同表に定める使用料を前納しなければ

という。）を受けた者（以下「使用者」という。)) 市規則で定める

ならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

日までに納付しなければならない。

## 2 省 略

(附属設備の使用)

第12条 使用者は、市規則で定める使用料を前納して附属設備を使用することができる。ただし、  
市規則で特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

2 附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備  
を使用した者）は、市規則で定める使用料を市規則で定める日までに納付しなければならない。  
い。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他使用者の責めに帰すことので  
市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、

きない特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者

（代行会館以外の会館の施設に係る使用許可にあっては、市長）がその理由を相当と認めて

当該使用許可を取り消したとき

(3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかつたとき